

パートタイム労働関係主要な提言（抄）

○「ワークシェアリングに関する政労使合意（平成14年3月29日、厚生労働大臣 坂口力・日本経営者団体連盟会長 奥田碩・日本労働組合総連合会会長 笹森清）」（抄）

「Ⅱ. 多様就業型ワークシェアリングのあり方

3 政府の取り組み

(1) 多様就業型ワークシェアリングの環境整備を社会全体で進めるため、短時間労働者等の働き方に見合った公正・均衡処遇のあり方及びその推進方策について、引き続き検討を行う。」

○「誰もが年齢にかかわらず能力を発揮して働くことができる社会の実現に向けて（平成14年6月、年齢にかかわらず働ける社会に関する有識者会議（中間とりまとめ）」（抄）

「Ⅳ 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けたプロセス

（多様な働き方を可能とするための取組）

（略）また、雇用就業形態の違いによる不合理な待遇の格差の是正が重要な課題となる。企業における取組が基本であることは当然であるが、多様な働き方の定着を図る上で、我が国の実態を踏まえた公正な処遇の確立が求められていることから、政府はパートタイム労働に関するガイドラインの策定など環境整備に努めることが必要である。」

○「雇用政策の課題と当面の課題」

- 「多様選択可能型社会」の実現に向け個人の新たな挑戦を支援する政策展開-

（2002年7月、雇用政策研究会）（抄）

「第2 当面重点的に展開する雇用政策

2 雇用・就業機会の整備

(2) 多様な働き方に係る環境整備等

労働者が働き方を選択する場合、多様な働き方のそれぞれについていわゆる「正社員」との間で不合理な待遇の格差が生じないように、意欲と能力に着目した処遇ルールを確立するなどの環境整備により、働く者にとって魅力あるものとすることによって、選択肢が十分に確保されることになる。その際、働き方相互でみた待遇についての不合理な格差の是正を効果の大きいところから優先的に進める観点から、パートタイム労働の公正・均衡処遇のあり方に関する検討を早急に進める必要がある。」